

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書

令和2年6月11日

日本税理士会連合会

新型コロナウイルス感染症の急速な広がりに伴い、我が国では4月16日に特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大された。また、諸外国を見渡しても一部の国を除いては一向に感染症の収束の気配が見受けられない。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による経済危機は、リーマンショックより深刻であるという見方があり、納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変したといっても過言ではない。したがって、通常の税制改正建議書とは別に本建議書を作成し、一定の期間について特例措置の創設を要望する。

また、本建議書における地方税の減免・免除の措置については、地方税の減収額の一部又は全額について国費で補填することを検討すべきである。

I 納税の減免・免除及び期限の延長関係

1. 欠損金の取扱いの拡充

①中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税）

青色申告書を提出した中小法人等において、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、欠損金の期間制限は撤廃すべきである。

②災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税）

青色申告書を提出しなかった場合においても、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、災害損失欠損金額（法法58①）とみなし、10年間の繰越控除を認めるべきである。

③中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税・地方税）

中小企業者等（青色・白色申告書の区分は問わない）において、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、その欠損事業年度開始の日前3年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できることとすべきである。

なお、この特定欠損金の繰戻しによる還付については、地方税の性格上、繰戻しによる還付制度がない法人事業税や法人住民税についても同様の措置を検討すべきである。

2. 純損失等の取扱いの拡充

①純損失の繰越控除の拡充（所得税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）の一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）において生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）につい

ては、10年間の繰越控除を認めるべきである。

②純損失の繰戻還付制度の拡充（所得税・地方税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）の一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）において生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）については、その特定純損失の金額を生じた年分前3年以内の年分のいずれかの年分に繰り戻して所得税額の還付を請求できるとすべきである。

なお、この特定純損失の繰戻しによる還付については、地方税の性格上、繰戻しによる還付制度がない個人事業税や個人住民税についても同様の措置を検討すべきである。

③業務用不動産の譲渡の取扱いについて（所得税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）について、一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）に生じた業務用不動産に係る譲渡損失があるときには、これを他の各種所得の金額から控除（損益通算）することを認めるべきである。

また、上記の期間に生じた業務用不動産に係る譲渡所得があるときには、その譲渡所得の金額からその年分及びその年分前3年以内の各年分において生じた純損失の金額を控除することを認めるべきである。

3. 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税）

一定期間（例えば令和2年2月1日から令和4年1月31日までの2年間）に開始する事業年度の法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額について、一定期間（例えば令和2年2月から同年10月までの任意の3ヶ月間）の売上高が前年の同期間と比べ30%以上50%未満減少している場合には2分の1、50%以上減少している場合には全額免除などの措置を検討すべきである。

| 令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高 | 均等割額 |
|---------------------------|--------|
| 30%以上50%未満減少 | 2分の1免除 |
| 50%以上減少 | 全額免除 |

4. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税）

特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限を、それぞれ令和10年3月末日及び令和14年12月末日まで5年間延長すべきである。

II 法令等の解釈に関する事項

5. 役員給与の改定（法人税）

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が著しく悪化し減額改定を行った場合には、「業績悪化改訂事由」による改定に該当するとして取り扱われることになる。この場合、新型コロナウイルス感染症が収束してその後業績が回復したとしても、次の定時株主総会までは増額改訂できないと考えられる。

一方で「臨時改訂事由」による改定は、役員が病気となり当初予定していた職務の執行が一

部できない状態となった場合の一部減額改定と、その後退院等により当初予定していた職務の執行が可能となった場合の増額改定は、いずれも「臨時改訂事由」による改定に該当している。

緊急事態宣言が全都道府県に出されたことに伴い、営業自粛や外出自粛などにより役員の職務の執行が一部できない場合も想定される。したがって、これらの事由による役員給与の改定は、「臨時改訂事由」による改定に該当することとすべきである（法法 34①、法令 69①）。

Ⅲ 企業再建等を支援するための措置

6. 中小企業経営強化税制（C類型）の適用要件の緩和

在宅勤務やテレワークの環境整備を推進する中小企業者等を支援するため、テレワーク等のための一定の設備投資をした場合には、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除（中小企業経営強化税制）をすることができる。

しかし、対象となる設備は、例えば工具、器具及び備品については取得価額が30万円以上のものなど「一定の規模以上のもの」とされている。在宅勤務やテレワークの推進は急務であり、テレワーク等のための一定の設備投資については、「一定の規模以上のもの」という要件は撤廃し、少額の資産についても即時償却又は税額控除を認めるべきである。

7. 債権放棄が行われた場合の取扱い

①債権放棄をした債権者の取扱い

一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した取引先等の再建に資するため、その取引先等に対する金銭債権の全部又は一部を放棄し、その放棄について一定の経済合理性が認められる場合には、債権者集会等の協議を経ない場合であってもその放棄した金額はその事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する特例を創設すべきである。

②債務免除を受けた債務者の取扱い

上記①により債務免除を受けた債務者については、法人税法第59条第2項の適用を受けることができる特例を創設すべきである。